

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	くらし安全・消費生活課	整理番号	4-1
処分の種類	過大な景品類の提供及び不当表示事業者へのその行為の差止若しくは再発防止のための必要事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項の命令			
根拠法令条例等・条項	不当景品類及び不当表示防止法第7条、第33条 不当景品類及び不当表示防止法施行令第23条			
処分の概要	知事は、広告表示及び景品の提供において、違法及び不当な行為を行った事業者に対し、必要な措置を採るべきことを命令することができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 不当景品類及び不当表示防止法第4条、第5条、第7条</p> <p>(措置命令)</p> <p>第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。</p> <p>一 当該違反行為をした事業者</p> <p>二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人</p> <p>三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人</p> <p>四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。</p>			
基準の制定根拠	—			